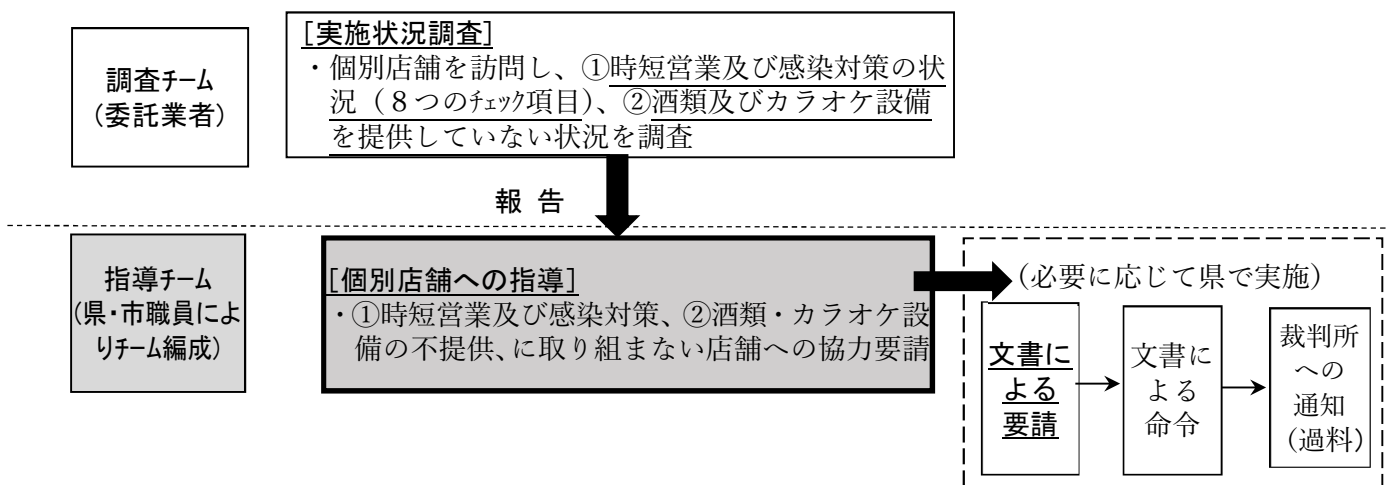


飲食店等への個別要請について

1 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項(まん延防止等重点措置の要請)に基づく「飲食店等への施設の使用制限の要請」について、指導チームによる訪問・指導を通じても20時以降の営業や平日19時以降の酒類の提供等を行っている店舗に対して、文書での個別要請を行う。

2 調査・指導体制



3 個別要請の通知

(1) 要請内容

特措法第31条の6第1項に基づき、施設の20時までの営業時間の短縮、平日19時以降の酒類提供の禁止等を要請

(2) 対象店舗数

区分	調査実施店舗	指導店舗	個別要請店舗
店舗数	27,636店舗	322店舗	56店舗

(3) 通知日

7月1日(木)、2日(金)

(4) 実施方法

訪問による手交または郵送(特定記録郵便)